

# 新型コロナウイルス感染症に係る内航海運業者向け 特別相談窓口の設置について

北海道運輸局では下記のとおり当部内に内航海運業者向け特別相談窓口を設置することとしたので必要に応じてご活用ください。

## 記

### 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、日々の感染防止対策を行いつつ、経営環境の変化に直面している内航海運業者の不安を解消するため、北海道運輸局内に特別相談窓口を設置し、相談や要望を伺い、活用可能な支援策の紹介等について国土交通本省及び他の行政機関等とも連携の上、支援及び助言等を行います。

### 2. 特別相談窓口設置場所及び連絡先

国土交通省北海道運輸局海事振興部

貨物・港運課 電話：011-290-1013

F A X：011-290-1021

電子メール：下記「行政相談受付窓口」メールフォーム

[http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/header/soudan/form\\_index.html](http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/header/soudan/form_index.html)

※件名に「新型コロナ」と記載のこと。

### 3. 支援及び助言等の内容

- ・内航海運業者からの相談・要望対応
- ・内航海運業者が活用可能な支援策（助成制度等）の紹介
- ・中小企業支援策や雇用調整助成金の活用を検討する内航海運業者に対し、支援窓口を紹介